

之ヲ日給社員合構警備隊ト之ヲ廿名ヲ選定本日ノ  
會見後直千ニ會社ヨリ総同盟本部迄(約百六十三メートル)  
労働歌ヲ高唱ニ示威運動敢行ノ計畫アルヤノ模様ニ  
伴日給社員石塚泰吉外ニ名職工岡根靖太郎外ニ名ヲ  
所轄並ニ田警察署ニ召喚警告スルト共ニ警戒セルカ  
午後二時會社側ト會見ハ遂ニ不調ニ終リ交渉委員  
ヨリ後業員一同ニ顛末報告アリ 斯クテ予定ノ如ク  
今三時廿分終同盟罷業ニ移ルト共ニ三々伍伍不穩ノ  
行動ナリ三因四國所ニ番地總同盟本部ニ向ケ出發  
セリ本日ノ會見顛末後報ノ予定  
以上

(別記一節) 要求書

茲ニ日給者一同(但組長組長技ニ此視ヲ除ク)左ノ各項ヲ決議  
ニ書状ヲ以テ要求仕儀

第一条 現在支給セラルル本給ニ米價補給金及戰時

手当金(九割)ヲ加算シ之ヲ日給トシテ支給スルコト

第二条 前項要求ノ日給額ニ其三割ヲ加算シ之ヲ日

給トシテ支給スルコト

第三条 現在ノ皆勤賞與ノ支給方法ヲ改メ毎期給料

ニ改正日給ノ一日分ヲ支給スルコト

但ニ遅刻早退ニ對スル計算法ハ現在施行ノ方法ニ依ル事

第四条 定務外執務ニ對スル支給方法ハ第一条ニ準ジ

現在ノ率ヲ適用スルコト

第五条 日曜日並ニ公休日目前日ノ早退ニ對シ其日曜